

平成28年5月定例教育委員会

平成28年5月19日(木)
午後6時から
宮代町役場204会議室

1. 開会の宣言

教育長

2. 教育長報告

- (1) あいさつ及び概要報告

3. 事務局報告

- (1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について P 1

- (2) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について P 3

4. 議 事

議案第18号 宮代町学校評議員の委嘱について P 4

議案第19号 教育委員会の事務に関する点検評価委員に係る第三者評価委員
の委嘱について P 7

議案第20号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について P10

議案第21号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について P14

議案第22号 新みやしろ郷土かるた制作委員会委員の任命について P17

議案第23号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する
告示について P20

5. その他

- (1) 平成28年度 宮代町の教育の刊行について

6. 次回教育委員会について

7. 前回会議録の承認

8. 閉会宣言

教育長

(1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(水)	古代からのメッセージ(須)	PTA あいさつ運動(百)
2日(木)	体力テスト(笠) 心肺蘇生法研修会(須)	歯科保健学習(前・須)
3日(金)	歯磨き指導(須) 全校遠足(笠) 歯科保健指導(百)	修学旅行説明会(百) 生徒総会(前) 内科検診(須)
4日(土)	学校公開日・学校評議員会・歯磨き大会(東)	修学旅行(須~6/6)
5日(日)		開校記念日(前)
6日(月)	職員会議(須) 除草作業(百) 家庭訪問(百~6/13)	教育実習(百~6/24) 1年歯科講演会(百)・職員会議(前)
7日(火)	プール開き(須・笠) 体力テスト(百)	2年職場体験(須~6/8) 3年振替休業日(須~6/8) 修学旅行保護者説明会(前)
8日(水)	人権作文選考会(町教委)	
9日(木)	子ども環境会議(町教委) 校外教育研究委嘱校発表会(百) <会場：埼玉商工会議所>	
10日(金)	体力向上推進委員会(町教委)	
11日(土)		
12日(日)		
13日(月)	プール開き・職員会議(百) 支援担当訪問(須)	小中交換校長講話(須) ふれあい講演会(百)
14日(火)	県特別支援教育課訪問(笠)	
15日(水)	町P連総会(東) 5年自然教室<志賀方面> (笠~6/17) 学校保健委員会(笠)	第1回埼葛地区学力検査 PTA あいさつ運動(百)
16日(木)	東部地区道徳授業研修会(百) 第1回授業研究会(東)	
17日(金)	除草作業(百) 全校遠足(東)	生徒総会(須) 薬物乱用防止教室(前)
18日(土)	かえで祭り(須)	
19日(日)		
20日(月)	小中一貫教育推進委員会(町教委)	
	職員会議(東・笠) 学校評議員会(須)	民生委員・児童委員との懇談会(百) 公開授業(百)
21日(火)	ふれあいデー	
22日(水)	第1回いじめ不登校対策推進会議(町教委)	
	小中交換校長講話(須)	PTA あいさつ運動(百)

日 付	小 学 校	中 学 校
23 日 (木)	英語活動・英語教育推進委員会 (町教委)	職員会議 (須) 期末テスト (百~6/24) 修学旅行 (前~6/25) 2年職場体験 (前~6/24)
24 日 (金)	芸術鑑賞会 (笠)	
25 日 (土)		
26 日 (日)		
27 日 (月)	学校応援団連絡会・職員会議 (須) 合同研修会 (東・笠)	期末テスト (須~6/28) 職員会議 (百) 3年振替休業日 (前)
28 日 (火)		学校総合体育大会 (陸上) 非行防止教室 (須)
29 日 (水)		PTA あいさつ運動 (百) 1年職場体験学習 (百~7/1) 1年交流会 (前)
30 日 (木)	民生委員・児童委員連絡協議会 (東) 支援担当訪問 (笠)	

(2) 生涯学習関係

ア. 6月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
4日(土)、 11日(土)、 18日(土) 10:00~12:00	<p>あそびと運動 トライ/春季(第3回~/全5回)</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(球等を使ったコーディネーショントレーニング)を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対象：小学1・2年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
11日(土) 14:00~15:00 25日(土) 15:00~17:00	<p>チャレンジ(全15回)</p> <p>第4回 水泳 第5回 空手</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 プール 剣道場
21日(火) 10:00~11:30	<p>みやしろ大学 第3回</p> <p>■内容 埼玉県観光施策について</p> <p>●講師 埼玉県観光課職員</p>	進修館大ホール
18日(土) 14:00~16:00	<p>スポーツフィールド(第2回/全10回)</p> <p>■運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつボール他</p> <p>●対象：小学生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ

議案第18号

宮代町学校評議員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱することについて議決を求める。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱したいので、宮代町学校評議員設置要綱第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日とする。

宮代町学校評議員名簿

任期 平成28年4月1日～平成29年3月31日

NO.	学校名	氏名
1	須賀小学校	大川 香
2		矢部 久成 (本年度から)
3		山川 陸夫
4		上田 悟
5		三苦 隆司
6	百間小学校	国川 恵子
7		岡野 幸雄
8		金子 輝男
9		矢戸 義之
10		小島 清
11	東 小学校	新井 智
12		加藤 廸子
13		小島 隆子
14		田島 正徳 (本年度から)
15		土谷 好輝
16	笠原小学校	島村 姪子
17		永嶋 節子
18		茂木 俊二
19		小山 寿行枝
20		田中 淑枝
21	須賀中学校	岡野 義男
22		千葉 鈴子
23		岩上 孔昭
24		小林 明子
25		為ヶ谷 千佳子
26	百間中学校	相島 英雄
27		池田 祈子
28		下 康浩
29		芦葉 愛子
30		横手 順二
31	前原中学校	根岸 勝恵
32		石川 徹男
33		青木 秀雄
34		吉田 シゲ子
35		中田 紀子

【資料】宮代町学校評議員設置要綱

平成13年3月27日 教委要綱第1号

(目的)

第1条 宮代町小・中学校は、校長を中心に、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に学校評議員を置くものとする。

(設置)

第2条 事務局は、町内各小・中学校に置くものとする。

(組織)

第3条 学校評議員は、各小・中学校5名を原則とする。

(任期)

第4条 学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。任期は1年とする。

(学校評議員の役割)

第5条 学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとする。

(1) 校長は、学校運営に関し、必要に応じてそれぞれの学校評議員から、意見を求めることができる。

(2) 校長は、前号の意見を求めるにあたり、学校運営に関する方針などを説明する義務がある。

(3) 校長は、学校評議員の意見を聴き、学校経営に反映するか否かの判断を行う。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 校長は、学校評議員の意見を聴くために、必要に応じ、学校評議員を集めて会議を開くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校運営に関する必要事項は、実施要項に定める。

附 則

議案第19号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について
別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱すること
について議決を求める。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3
条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。
なお、委嘱期間は平成28年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

	氏 名	選 出 分 野
1	小島 明身	元小学校長
2	中野 幸俊	宮代町PTA連絡協議会
3	手島 亙	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第20号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は平成30年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	平山 隆志	学校歯科医代表	町歯科医師会代表
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	大濱 万知子	保健所職員	保健予防担当部長
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進協
6	宍戸 ゆみ	公募による町民	
7	相良 三喜男	須賀小学校長	
8	毛塚 悟	百間小学校長	
9	八重樫 元	東小学校長	
10	白石 薫	笠原小学校長	
11	下川 孝広	須賀中学校長	
12	籠宮 賢治	百間中学校長	
13	瀬田 浩	前原中学校長	
14	斎藤 江利子	保護者代表	須賀小 P T A
15	柳瀬 京子	保護者代表	須賀中 P T A

事務局 井上 正己（教育推進課副課長兼給食センター所長）

塚越 健一（指導主事）

島村富士子（百間小学校 栄養教諭）

小野由紀菜（百間中学校 栄養教諭）

【資料】 公募委員の選考・任命

議案第20号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱

〔公募委員募集概要〕

定 員：1名

対 象：町内在住、在勤、在学者

募集期間：平成28年2月4日（木）～3月4日（金）

選考方法：配慮規定（①男女比 ②兼任数 ③年齢構成）及び応募動機による

任 期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第21号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求め
る。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給
食研究委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日

※平成28年4月1日～平成29年3月31日

	氏 名	所 属
1	瀬田 浩	校長会の代表（前原中学校長）
2	六平 亘	教頭会の代表（百間小学校教頭）※
3	明珍 ちひろ	給食主任（須賀小学校教諭）
4	木下 喜子	給食主任（百間小学校教諭）
5	松本 千絵	給食主任（東 小学校教諭）※
6	立石 めぐみ	給食主任（笠原小学校教諭）
7	高谷 緩奈	給食主任（須賀中学校教諭）
8	新井 典子	給食主任（百間中学校教諭）
9	櫻井 幸子	給食主任（前原中学校教諭）※
10	内田 ふみえ	養護部会の代表（東小養護教諭）※
11	荒木 智子	学校薬剤師の代表
12	一玖 由紀	保護者代表（百間小学校PTA）
13	益山 由記	保護者代表（百間中学校PTA）※
14	島村 富士子	栄養教諭
15	小野 由紀菜	栄養教諭※

事務局

井上 正己

塚越 健一

教育推進課副課長兼給食センター所長

指導主事

【資料】 宮代町学校給食研究委員会規則 (抜粋)

平成22年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

(目的及び設置)

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 学校給食の献立に関する事項
- (2) 学校給食の衛生、安全に関する事項
- (3) 学校給食の指導に関する事項
- (4) 学校給食の事務に関する事項
- (5) その他学校給食に関して必要な事項

(委員及び組織)

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食主任（各学校）
- (2) 栄養士
- (3) 校長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 保護者の代表
- (6) 養護部会の代表
- (7) 学校薬剤師の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(研究委員会の役員)

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第22号

新みやしろ郷土かるた制作委員会委員の任命につき議決を求めることについて
別紙の者を新みやしろ郷土かるた制作委員会委員に任命することについて議決を
求める。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村敏明

提 案 理 由

新みやしろ郷土かるた制作委員会委員の任命をしたいので、新みやしろ郷土かる
た制作委員会設置要綱第3条の規定により、この案を提出するものである。

新みやしろ郷土かるた制作委員会委員名簿

任期 任命の日～平成29年3月31日

	氏名	備考
1	おかもと 岡本 哲夫	要綱第3条第1号 (文化協会・彩雅会)
2	おがわ 小川 功	要綱第3条第1号 (文化協会・俳句連盟)
3	あおき 青木 秀雄	要綱第3条第1号 (宮代町郷土資料館元館長)
4	あおやぎ 青柳 光彦	要綱第3条第2号 (みやしろ市民ガイドクラブ)
5	せきね 関根 雅治	要綱第3条第3号 (宮代町子ども会育成連絡協議会)
6	くりもと 栗本 隆雄	要綱第3条第4号 (宮代町PTA連絡協議会・須賀小学校PTA)
7	まつもと 松本 順子	要綱第3条第4号 (宮代町PTA連絡協議会・百間小学校PTA)
8	たなか 田中 卓也	要綱第3条第5号 (共栄大学教育学部准教授)
9	あさくら 浅倉 孝郎	要綱第3条第6号 (公募)
10	いしかわ 石川 美紅	要綱第3条第6号 (公募)

【参考】新みやしろ郷土かるた制作委員会設置要綱 (抜粋)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15人以内の委員をもって組織し、教育委員会が任命する。

- (1) かるたの制作に関し必要な知識を有する者
- (2) かるたの活用及び普及に寄与することが期待される団体からの選出者
- (3) 青少年の健全育成活動に取り組む団体からの選出者
- (4) 宮代町立小・中学校保護者代表者
- (5) かるたの制作及び青少年の健全育成に関する学識経験者
- (6) 公募による市民 (宮代町市民参加条例 (平成15年宮代町条例第29号) 第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。)

【資料】

議案第22号 新みやしろ郷土かるた制作委員会の公募委員の選考について

〔公募委員募集概要〕

定員：2名

対象：町内在住、在勤、在学者の18歳以上の者

募集期間：平成28年4月1日（金）～5月2日（月）

選考方法：定員を超える応募があった場合、①応募理由の内容 ②男女比率
③年齢構成 ④審議会等の兼任数の順による。

任期：任命の日～平成29年3月31日

議案第23号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する告示について
宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり
提出する。

平成28年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

いじめ不登校問題に関する施策のより一層の推進等を図ることを目的とし、この案を
提出するものである。

宮代町教育委員会告示第 号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年5月19日

宮代町教育委員会教育長 中村 敏明

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱（平成27年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「30名」を「32名」に改める。

第3条第2項中、第14号を第15号とし、第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）スクールソーシャルワーカー

第5条第1項中「第14号」を「第15号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第6条中「第8号～第10号」を「第9号から第11号まで」に改める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱一部を改正する告示新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 連絡会議は、宮代町教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が招集する。</p> <p>2 連絡会議は次に掲げる<u>32名以内</u>の構成員により組織する。</p> <p>(1) 学校管理職(校長又は教頭)</p> <p>(2) 生徒指導主任教諭又は教育相談主任教諭（養護教諭も可）</p> <p>(3) さわやか相談員</p> <p>(4) スクールカウンセラー</p> <p><u>(5) スクールソーシャルワーカー</u></p> <p>(6) 宮代町教育相談員</p> <p>(7) 人権擁護委員代表者</p> <p>(8) 主任児童委員</p> <p>(9) 警察経験者</p> <p>(10) 学識経験者</p> <p>(11) 宮代町PTA連絡協議会役員</p> <p>(12) 人権担当町職員</p> <p>(13) 社会福祉担当町職員</p> <p>(14) 児童福祉担当町職員</p> <p>(15) 町教育委員会事務局職員</p> <p>3 教諭等の参加者は、学校の実態により学校長が決定する。</p> <p>4 教育長が必要と認めた時は、第2項各号以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、会議の執行に当たる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 連絡会議は、宮代町教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が招集する。</p> <p>2 連絡会議は次に掲げる<u>30名以内</u>の構成員により組織する。</p> <p>(1) 学校管理職(校長又は教頭)</p> <p>(2) 生徒指導主任教諭又は教育相談主任教諭（養護教諭も可）</p> <p>(3) さわやか相談員</p> <p>(4) スクールカウンセラー</p> <p><u>(5) 宮代町教育相談員</u></p> <p><u>(6) 人権擁護委員代表者</u></p> <p><u>(7) 主任児童委員</u></p> <p><u>(8) 警察経験者</u></p> <p><u>(9) 学識経験者</u></p> <p><u>(10) 宮代町PTA連絡協議会役員</u></p> <p><u>(11) 人権担当町職員</u></p> <p><u>(12) 社会福祉担当町職員</u></p> <p><u>(13) 児童福祉担当町職員</u></p> <p><u>(14) 町教育委員会事務局職員</u></p> <p><u>(15)</u></p> <p>3 教諭等の参加者は、学校の実態により学校長が決定する。</p> <p>4 教育長が必要と認めた時は、第2項各号以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、会議の執行に当たる。</p>

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年3回開催し、そのうち1回を第3条第2項に定める第1号から第15号の構成員による全体会議、他の2回を第1号から第6号及び第15号の構成員による事務部門会議とする。

2 教育長は、前項に定める会議のほか、必要に応じ臨時の全体会議又は事務部門会議を招集することができる。

(庶務)

第6条 第3条第2号に定める第9号～第11号の委員に、予算の範囲において謝金を進呈する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年3回開催し、そのうち1回を第3条第2項に定める第1号から第14号の構成員による全体会議、他の2回を第1号から第5号及び第14号の構成員による事務部門会議とする。

2 教育長は、前項に定める会議のほか、必要に応じ臨時の全体会議又は事務部門会議を招集することができる。

(庶務)

第6条 第3条第2号に定める第8号～第10号の委員に、予算の範囲において謝金を進呈する。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱（改正全文）

宮代町教育委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に準じて、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 所掌内容は、次のとおりとする。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- (2) 町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること
- (3) その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 連絡会議は、宮代町教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が招集する。

2 連絡会議は次に掲げる32名以内の構成員により組織する。

- (1) 学校管理職(校長又は教頭)
- (2) 生徒指導主任教諭又は教育相談主任教諭（養護教諭も可）
- (3) さわやか相談員
- (4) スクールカウンセラー
- (5) スクールソーシャルワーカー
- (6) 宮代町教育相談員
- (7) 人権擁護委員代表者
- (8) 主任児童委員
- (9) 警察経験者
- (10) 学識経験者
- (11) 宮代町PTA連絡協議会役員
- (12) 人権担当町職員
- (13) 社会福祉担当町職員
- (14) 児童福祉担当町職員
- (15) 町教育委員会事務局職員

3 教諭等の参加者は、学校の実態により学校長が決定する。

4 教育長が必要と認めた時は、第2項各号以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会長等）

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、会議の執行に当たる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年3回開催し、そのうち1回を第3条第2項に定める第1号から第15号の構成員による全体会議、他の2回を第1号から第6号及び第15号の構成員による事務部門会議とする。

2 教育長は、前項に定める会議のほか、必要に応じ臨時の全体会議又は事務部門会議を招集することができる。

(庶務)

第6条 第3条第2号に定める第9号～第11号の委員に、予算の範囲において謝金を進呈する。

第7条 連絡会議の庶務は、宮代町教育委員会事務局にて処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。